



狭山市農業経営継続支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症などの影響による原油価格や生産資材の高騰により、厳しい経営環境に置かれている農業経営体を対象に、農業経営の継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を交付します。

1. 申請受付期間	令和4年10月14日（金）から令和5年2月28日（火）まで
2. 支援対象者	<p>◆◆◆次の条件のいずれにも該当する農業経営体◆◆◆</p> <p>① 令和4年9月1日現在で農業を営んでおり、<u>農業経営を継続する意思を有する者</u></p> <p>② 令和4年9月1日現在で狭山市内に住所を有する農業者及び狭山市内に主たる圃場を置く農業法人であって、自ら農畜産物を生産し、<u>農畜産物の年間販売金額が50万円以上の者</u></p> <p>③ 市税に滞納がない者</p> <p>④ 狭山市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者</p>
3. 支援金の額	<p>令和3年分税申告の「農業収入額」に $\frac{1}{30}$（30分の1）を乗じて得た額（1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で、</p> <p>1 経営体あたり上限額は10万円です。</p> <p>※支援金の交付は1回限りとなります。</p> <p>（例1）農業収入額が350万円の場合（300万円以上は一律、上限の10万円）</p> <p>農業収入額 350万円 $\times \frac{1}{30} \div 11.6$万円 \rightarrow 申請額は上限の10万円</p> <p>（例2）農業収入額が250万円の場合（1万円未満の端数は切り捨てた額）</p> <p>農業収入額 250万円 $\times \frac{1}{30} \div 8.3$万円 \rightarrow 申請額は8万円</p>
4. 支払い方法	口座振り込み
5. 申請書入手方法	<p>◇ 狭山市のホームページからダウンロード</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">狭山市 農業経営 支援金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">検索</div>   </div> <p>◇ 書面による配布</p> <p>配布場所／市役所2階 農業振興課、各地区センター、市内 JA 各支店</p> <p>配布時間／市役所・各地区以外 平日の午前8時30分から午後5時15分</p> <p style="padding-left: 100px;">市内 JA 各支店 平日の午前9時00分から午後3時00分</p>

【裏面に続く】

6. 提出方法
申請書
添付書類

【提出方法】下記①、②のいずれかの方法でご提出ください。
①狭山市農業経営継続支援金交付申請書兼請求書に必要書類を添えて、狭山市役所2階 農業振興課の窓口で直接提出又は郵送して下さい。

郵送でご提出の場合、郵送料は申請者でご負担ください

②下記の地区センターで行う受領会でご提出ください。
(いずれも令和4年で、時間は10:00~15:00までです)

JA いるま野 柏原支店	JA いるま野 堀兼支店	水富地区 センター	入曽地区 センター	奥富地区 センター
11月2日	11月4日	11月7日	11月8日	11月9日

【申請書類・添付書類】

狭山市農業経営継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

農業収入額が50万円以上あることが分かる書類

（個人の農業者）

- ①令和3年分の確定申告書B第一表の控えの写し
- ②令和3年税申告の農業所得用青色申告書の控えの写し、又は農業所得用収支内訳書の控えの写し

（農業法人）

- ①直近の決算報告書の写し及び農業収入額が確認できる書類
- （振込先口座と口座名義がわかる）通帳の見開き1ページ目の写し

7. その他

◎ 提出していただいた書類を審査し、支援金の交付を決定したときは「狭山市農業継続支援金交付決定兼確定通知書」により通知します。

◎ 次の①から③のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消し、又は変更し、既に支援金が交付されているときはその全部又は一部を返還していただきます。

- ①虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- ②誓約事項に違反したとき。
- ③その他市長が不適正と認めたとき。

8. 申請書類提出
お問い合わせ

狭山市 環境経済部 農業振興課

住所：〒350-1380 狭山市入間川1-23-5

電話：04-2937-7543（ダイヤルイン）

E-Mail：noshin@city.sayama.saitama.jp